

令和6年度

不動産・建設経済局関係
予算決定概要

令和5年12月

国土交通省不動産・建設経済局

目 次

| | | |
|--------------------------------|-------|----|
| 不動産・建設経済局関係予算総括表 | | 1 |
| 主要施策 | | |
| 1. 土地政策の推進 | | |
| ○所有者不明土地・空き地の円滑な利活用や適正管理の推進 | | 2 |
| ○地籍整備の推進 | | 3 |
| ○都市部特定地籍整備推進事業 | | 4 |
| ○地価公示の着実な実施 | | 5 |
| ○不動産鑑定士の担い手確保に向けた取組の推進 | | 6 |
| 2. 不動産・建設市場の環境整備 | | |
| ○建設業法等の実効性の確保 | | 7 |
| ○働き方改革等による建設業の魅力向上 | | 8 |
| ○空き家等の流通・活用促進事業 | | 9 |
| ○建設産業・不動産業の海外展開の推進 | | 10 |
| ○建設分野における外国人材の円滑・適正な受入れ | | 11 |
| ○不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備 | | 12 |
| 3. 地理空間情報と建築・都市DXの充実・連携 | | |
| ○基盤となる地理空間情報の充実 | | 13 |
| ○「不動産ID」を情報連携のキーとした建築・都市DXの推進 | | 14 |
| 4. デジタル庁一括計上 | | |
| ○土地・不動産情報ライブラリの運用 | | 15 |

不動産・建設経済局関係予算総括表

(単位：百万円)

| 事 項 | 令和6年度 (A) | 前年度 (B) | 倍 率 (A/B) | (参考) 令和5年度 補正 |
|-----------------------------------|--------------|------------|--------------|---------------------|
| <u>1. 土地政策の推進</u> | 15,003 | 14,854 | 1.01 | 3,950 |
| うち・所有者不明土地・空き地の円滑な利活用や適正管理の推進 | 61 | 61 | 1.00 | 0 |
| ・地籍整備の推進 | 11,064 | 10,885 | 1.02 | 3,950 |
| ・地価公示の着実な実施 | 3,720 | 3,720 | 1.00 | 0 |
| ・不動産鑑定士の担い手確保に向けた取組の推進 | 5 | 0 | 皆増 | 0 |
| <u>2. 不動産・建設市場の環境整備</u> | 889 | 913 | 0.97 | 310 |
| うち・建設業法等の実効性の確保、働き方改革等による建設業の魅力向上 | 287 | 289 | 1.00 | 210 |
| ・空き家等の流通・活用促進事業 | 13 | 10 | 1.31 | 0 |
| ・建設産業・不動産業の海外展開の推進 | 87 | 87 | 1.00 | 0 |
| <u>3. 地理空間情報と建築・都市DXの充実・連携</u> | 92 | 92 | 1.00 | 379 |
| うち・基盤となる地理空間情報の充実 | 70 | 60 | 1.17 | 150 |
| ・「不動産ID」を情報連携のキーとした建築・都市DXの推進 | 0 | 0 | — | 149 |
| <u>4. その他</u> | 185 | 188 | 0.98 | 0 |
| 合 計 | 16,168 | 16,047 | 1.01 | 4,638 |

(注1) 上記のほか、デジタル庁一括計上分として359百万円がある。

| | |
|---------------------------|--------|
| うち・土地・不動産情報ライブラリの運用等経費 | 80百万円 |
| ・宅地建物取引業免許事務等処理システムの運用等経費 | 28百万円 |
| ・建設業許可等電子申請システムの運用等経費 | 101百万円 |

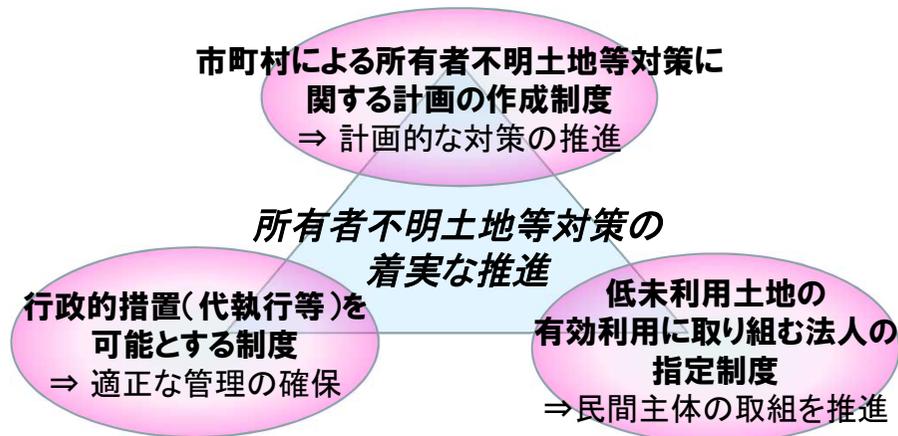
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

所有者不明土地・空き地の円滑な利活用や適正管理の推進

令和6年度予算額:61百万円

○所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助等に要する経費を計上。

所有者不明土地法における制度



瓦礫が放置され、雑草の繁茂や不法投棄も発生している管理不全状態の土地



樹木や雑草が繁茂し、有効利用されていない土地

基本事業・関連事業

下線部:R6拡充内容

- 施行者： 地方公共団体、推進法人※ 等
※ 市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人
- 補助対象： 所有者不明土地対策計画 (一定の要件を満たす既存計画を含む) に基づく以下の取組
 - ・ 所有者不明土地等の実態把握
 - ・ 所有者不明土地対策計画の作成
 - ・ 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
 - ・ 土地の管理不全状態解消（門、塀等の工作物や樹木の除去等）
 - ・ 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務手続等
 - ・ 上記の基本事業と合わせて実施することが必要な関連事業 等
- 補助率：
 - ・ 地方公共団体が施行者の場合：1/2*
 - ・ 推進法人等が施行者の場合：1/3（地方公共団体負担1/3*）

* 地方公共団体負担分について、特別交付税措置を講じる(措置率 最大1/2)

モデル事業

- 施行者： 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体 等
- 補助対象：
 - ・ 推進法人の指定の円滑化に資する取組
 - ・ 市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組 等
- 補助率：定額

○災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要である土地の境界等を明確にする地籍調査の推進のため、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)に基づく地籍調査に係る経費を計上。

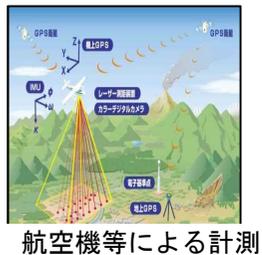
第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査の推進

- 重点施策分野に関する事業実施予定地域等を対象として地籍調査を推進

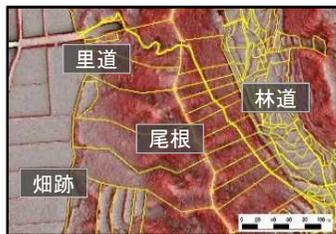


- 新たな調査手続の活用、効率的な調査手法の導入の促進

[リモートセンシングデータ(航空レーザ測量等)の活用 等]



航空機等による計測



作成した筆界案を
集会所等で確認

第7次国土調査事業十箇年計画の計画事業量・進捗率目標

- 計画事業量 □ 十箇年間で **15,000km²**
- 進捗率目標 □ 調査対象地域全体での進捗率
当初: 52% → **10年後: 57%** (約6割)
(都市部 当初: 26% → 10年後: 36%)
- 優先実施地域での進捗率
当初: 79% → **10年後: 87%** (約9割)
(都市部 当初: 33% → 10年後: 46%)

予算の効率的・効果的な執行

- 予算配分の重点化
- (社会資本整備事業の実施が予定される地域、防災上重要な地域 (土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーン地域) および建築・都市DXと連携した地域への予算優先配分)

都市部での地籍整備の推進

- 都市部での地籍整備モデル・ノウハウの確立
(都市部特定地籍整備推進事業)
- (特に進捗率の低い都市部での地籍整備を進めるため、官民境界のみの調査と民間測量成果等を組み合わせる手法など、都市部での地籍整備モデルの確立やノウハウの蓄積に向けた取組を実施)

地籍調査の更なる迅速化・円滑化を図り、進捗を加速化

都市部特定地籍整備推進事業

令和6年度予算額:98百万円

○都市部での地籍整備を進めるため、災害時の早期復旧に不可欠な官民境界調査(街区境界調査)と新技術や民間測量成果等の活用を一体的に進め、地籍整備の円滑化・迅速化を図る事業について、モデル事業の実施及びノウハウの蓄積に係る経費を計上。

都市部の状況・課題

- 都市部は、地価や土地所有者等の権利意識、土地の細分化等により境界確認が困難であり、地籍調査の進捗率も27%と低い。
- 災害時には道路等のライフラインの早期復旧が重要であり、官民境界等の確定が必要不可欠。
- 民間等による土地利用が活発な特性を活かし、類似の測量成果を活用しながら地籍整備を進めることが有効。

導入した方策

- R2の国土調査法改正により、官民境界のみを調査する街区境界調査制度と民間測量成果等の活用促進のための市町村等による代行申請制度を創設。
- MMS(車載写真レーザ測量システム)等の新技術活用についても検討

⇒街区境界調査：R3年度28,R4年度56自治体で実施
 代行申請：R4年度1件で活用実績が未だ乏しい
 MMS：精度が都市部活用段階に

更なる活用に向けた論点

- 新制度・新技術を一体的に進める **都市部での地籍整備モデルの確立**
- 民間測量成果・新技術**を生かし、調査の効率化・円滑化を図るために **必要なノウハウの集約**
- 代行申請制度創設以前に実施された **既存の民間測量成果等の有効活用**

【一体実施のイメージ】



地価公示の着実な実施

令和6年度予算額:3,720百万円

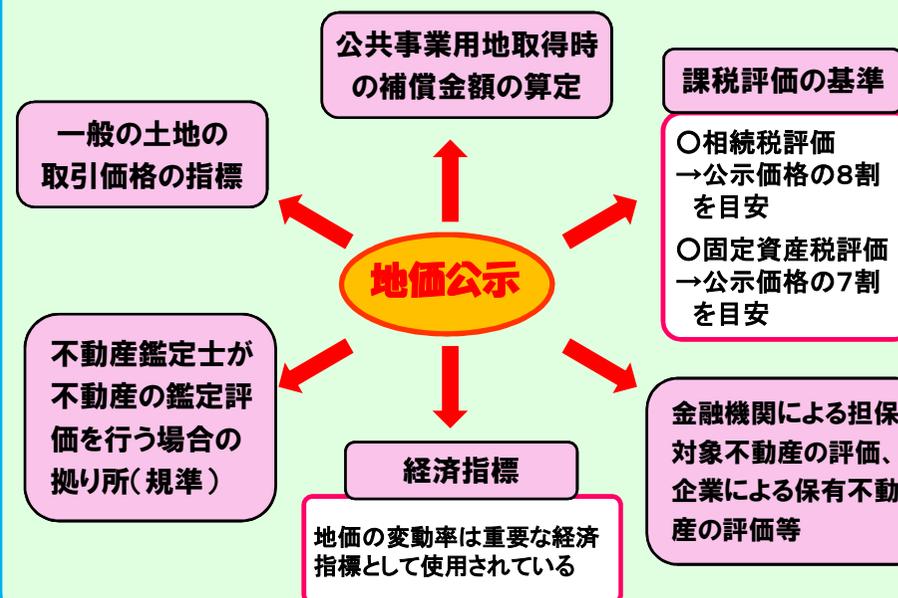
○一般の土地の取引価格の指標や課税評価の基準等の役割を担う我が国の土地評価における基幹となる地価公示について、鑑定評価員の処遇改善を図りつつ、必要な地点数について、毎年1月1日時点における正常な価格の判定を着実に実施するための経費を計上。

地価公示の概要

- 地価公示法に基づき、昭和45年(1970年)より実施
- 国土交通省土地鑑定委員会が、標準的な地点(標準地)を選定し、毎年1月1日時点における1㎡あたりの正常な価格を判定して官報で公示(3月下旬)、ホームページで鑑定評価書も公表
- 地価公示価格は、土地評価において基幹的な役割を果たすため、判定に当たっては、2人の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査・調整
- 令和6年地価公示では、約2,300人の鑑定評価員(不動産鑑定士)に委嘱し、全国26,000地点で実施
- 令和7年地価公示については、鑑定評価料を1地点あたり1,000円引き上げるとともに、調査の一部の合理化を図りながら実施予定

地価公示の役割

- 地価公示は、適正な地価の形成を目的として、公共事業用地取得時の補償金額の算定や課税評価の基準等、様々な役割を果たしている
- 国が実施することにより、地価公示価格の公平・中立性や客観性、信頼性が担保され、適切に機能



不動産鑑定士の担い手確保に向けた取組の推進

令和6年度予算額: 5百万円

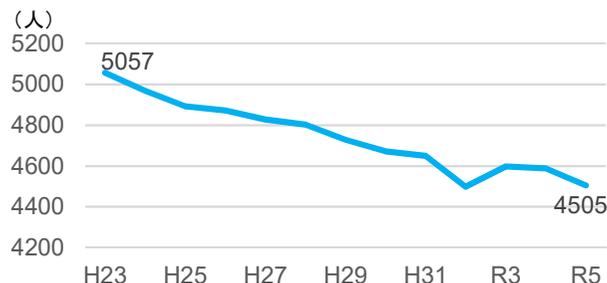
- 不動産市場を支える重要な制度インフラである不動産鑑定評価制度を持続可能なものとするため、その担い手である不動産鑑定士について、専門性を活かしながら社会に貢献できる新たな業務領域の拡大等を通じて、処遇改善を図り、担い手を確保するための方策を検討・実施する経費を計上。

背景・課題

- 不動産鑑定士の減少傾向
- 地価公示の鑑定評価員の減少・高齢化、新規委嘱者数の減少

不動産鑑定士を継続的に確保していくため、魅力ある新たな業務領域の拡大等を通じた、不動産鑑定士の処遇改善・担い手確保に取り組む必要

鑑定業務に従事する不動産鑑定士等(毎年1月1日時点)



→ 令和5年は、平成23年比で約12%減

令和6年度の取組・方向性

不動産鑑定士の処遇改善・担い手確保に向けて、以下の内容について調査・分析、解決策の検討を行う。

※ 必要に応じて、先進的な取組を展開する不動産鑑定士等の有識者との意見交換等を実施

- 不動産鑑定士・鑑定業者や大学生等の、不動産鑑定士のあり方に対する認識の把握
- 不動産鑑定士が専門性を活かして活躍できる新たな業務領域の拡大

※ 検討結果を早期に得られたものについては、先行して実施

施策の効果

不動産鑑定士の業務領域の拡大とそれを支える環境の整備等を図ることで、不動産鑑定士の将来の担い手確保につながる。

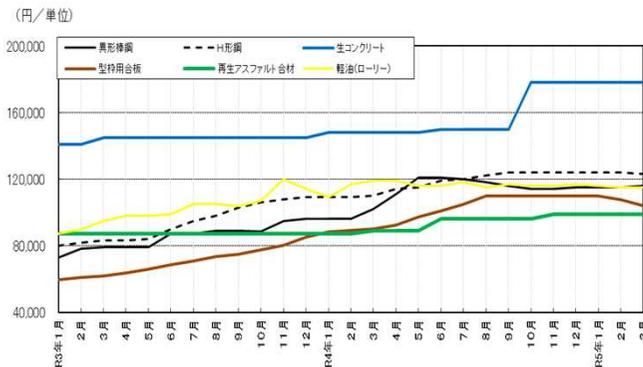
建設業法等の実効性の確保

令和6年度予算額: 80百万円

○建設業法等の実効性確保のため、建設資材価格の高騰も踏まえた取引の適正化を目的とする実態調査や、建設資材の再資源化の推進を目的とする調査等に係る経費を計上。

課題① 価格転嫁対策の推進

- 原材料費等の高騰による建築資材の価格上昇
- 法令遵守の徹底の要請



(問題)

- ・ 建設資材価格の高騰を踏まえた適切な価格転嫁の協議が十分になされていない。
- ・ 建設業法等の法令遵守を徹底し、受注者・発注者間を含めた建設工事に関する請負契約の適正化を進めることが必要。

(予算内容)

- ・ 元請・下請間の契約の締結状況や下請代金の支払状況といった下請取引の実態をヒアリング等により把握し、不適正な取引を抽出するとともに、立入検査等による建設業者への指導・監督を実施
- ・ 建設工事の請負契約をめぐるトラブル・紛争について、アドバイス等を実施
- ・ 建設業の法令遵守に関し、建設業法に係る制度を周知

課題② 建設資材の再資源化の推進

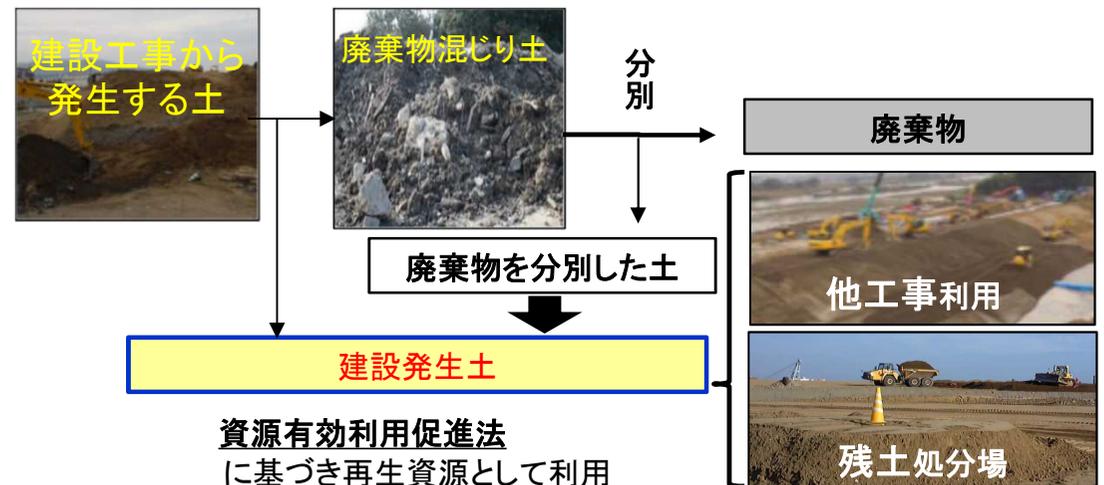
- 建設発生土の適正利用
- 循環型社会の実現のための建設資材の再資源化推進

(問題)

- ・ 不法・危険な盛土の発生原因となる建設発生土について、適正利用に向けた検討が必要。
- ・ 今後排出量の増大が見込まれる資材について、さらなるリサイクルの推進に向けた検討が必要。

(予算内容)

- ・ 建設発生土の適正な利用促進について調査・検討
- ・ リサイクル特定品目の指定の追加や現場における分別・解体等に関する施策を検討



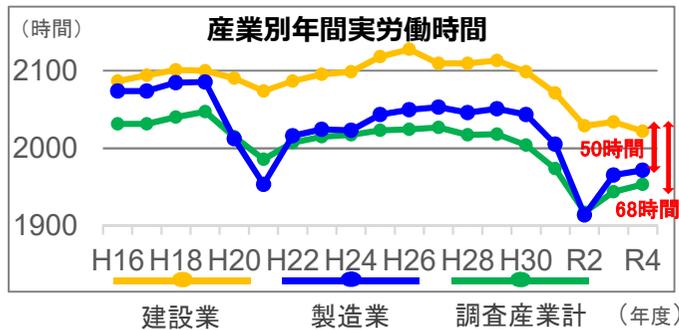
働き方改革等による建設業の魅力向上

令和6年度予算額 : 207百万円
令和5年度補正予算額: 210百万円

○建設業は将来の担い手確保が喫緊の課題であるため、建設業の2024年問題の解決、魅力的な産業の実現に向け、働き方改革の推進に係る実態調査、処遇改善の促進、女性や若者の入職・定着の促進等に係る経費を計上。

課題① 建設業従事者の働き方改革・処遇改善

○ 他産業と比べ、給与や休暇取得、労働時間等待遇で劣後



(出所)厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者

(問題)

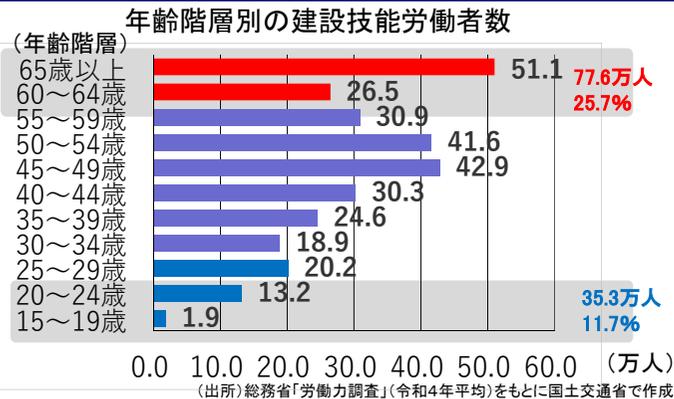
- ・ 建設業は他産業と比較して労働時間が長く、休暇も十分に取得できていない。
- ・ 技能労働者の賃金水準は低い傾向。
- ・ 社会保険加入逃れを目的とした一人親方化(請負契約化)が顕在化。
- ・ 安全衛生経費の費用負担について、元請・下請間で費用負担の認識のずれから経費の確保が不十分。

(予算内容)

- ・ 工期設定に関する実態調査や週休2日を反映した適正な工期設定に向けた周知・啓発
- ・ 地方自治体に対し、休日の考慮や適正な利潤の確保等について働きかけ
- ・ 効率的な技術者配置等のための調査検討
- ・ 一人親方における社会保険加入状況の実態調査
- ・ 安全衛生経費の適切な支払いのためのフォローアップ

課題② 女性や若者の入職、定着の促進・魅力ある職場づくり等

○ 建設業は若手入職者が不足している



(出所)総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

(問題)

- ・ 中小建設業者において、女性も含めた労働者にとって働きやすい職場環境の整備。
- ・ 若者へ建設業の魅力伝える機会の不足。
- ・ 生産性向上の取組強化の必要性。

(予算内容)

- ・ 女性行動計画の改定・中学生への建設業の魅力発信
- ・ 地域建設業の災害対応力・生産性向上の取組事例集の作成・横展開を実施

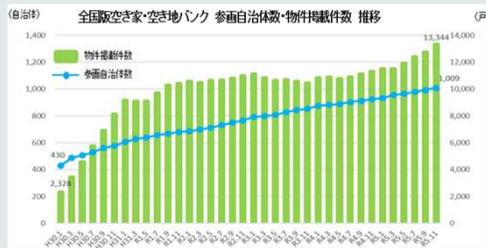
空き家等の流通・活用促進事業

令和6年度予算額:13百万円

○全国版空き家・空き地バンクを活用した空き家等流通の促進を図るため、「管理・流通・利活用の一体的なビジネスモデル構築に向けた整理・検討」等に係る経費を計上。

全国版空き家・空き地バンク

・空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索
・公募により選定した2事業者により、平成30年4月から本格運用を開始

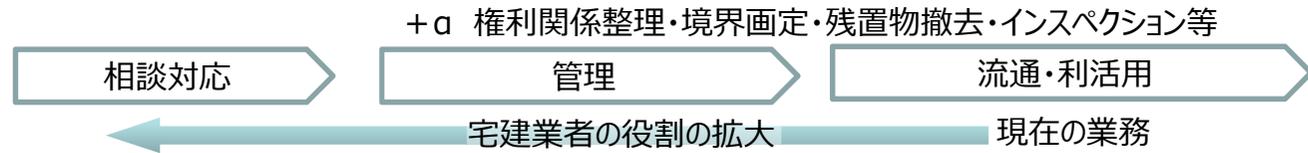


【令和5年11月末時点】
自治体数：1,009自治体
掲載物件数：13,344件
成約物件数：約15,700件
※成約数は累積

○空き家等の管理・流通・利活用の一体的なビジネスモデル構築に向けた整理・検討

・空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（令和5年12月施行）も踏まえ、空き家等の流通・利活用のさらなる拡大に向けて、宅建業者においては、所有者からの相談対応や管理等、媒介に留まらない業務に対応することが必要。

⇒空き家等の適切な管理から流通・利活用へとつなげるビジネスモデルの構築に向けて、宅建業者が受領できる報酬・手数料等に係る制度面での対応を含め、空き家対策における宅建業者の役割拡大について整理・検討を実施。



・上記のほか、空き家等不動産ストックの流通に資する自治体と宅建業者等との連携体制構築支援についても検討。

『骨太の方針2023』令和5年6月16日閣議決定（抜粋）第4章-3「～略～、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める。」
『デジタル田園都市国家構想総合戦略』令和4年12月23日閣議決定（抜粋）第4章-2-(1)-②-ア-(d)「～略～、地方公共団体を横断して簡単に検索できる「全国版空き家・空き地バンク」の活用を促進する。」
『第三次国土形成計画（全国計画）』令和5年7月28日閣議決定（抜粋）第1部-第3章-第4節-5「全国版空き家・空き地バンク等の活用による流通・利用促進、～略～」

建設産業・不動産業の海外展開の推進

令和6年度予算額:87百万円

○我が国建設・不動産企業の海外展開を促進するため、二国間会議の開催や制度整備等のビジネス環境整備を推進するとともに、海外展開に関する実務セミナーの開催や海外訪問団の派遣等のビジネス機会創出を推進するための経費を計上。

ビジネス環境整備

○二国間建設会議等の開催

- ・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間枠組みを構築し、関係を強化。
【令和5年度開催予定】
- ・日本バングラデシュジョイントPPPプラットフォーム会合/ワーキングレベル会合 等

○制度整備・普及支援・人材育成

- ・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境づくりに寄与。
【ASEAN等】制度整備のキーパーソンとなる行政官（次期幹部候補）に対し研修を実施。（令和4年度は対面にて5日間実施）
- 【ベトナム】我が国不動産管理制度のベトナム国への展開に向けて、日本・ベトナム両国合同にて複数回ワーキンググループを実施（令和5年度は2回実施）

（参考）インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版） 抜粋

- ・個別案件の受注獲得支援として、相手国のニーズ等の情報収集を行った上で戦略的なトップセールスおよび発信を引き続き強力に推進する。
- ・日本の質の高いインフラへの理解促進のため、海外の要人の訪日招聘を推進し、日本のインフラの優れた点を積極的に発信する。
- ・海外の新たなインフラニーズ、具体的な案件及び競合国情報の収集及び共有や、海外のニーズと国内のシーズとのマッチングを推進するため、現地の大規模大使館や関係機関の連携や官民ミッションの派遣を強化する。

ビジネス機会創出

○中堅・中小建設企業、不動産企業の海外進出支援

- ・中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)の枠組みを活用して、海外展開に関する実務セミナー、事業計画策定支援(個社支援)の実施、海外大学と連携した技術紹介セミナー、海外訪問団の派遣(ビジネスマッチング、ジョブマッチング等を開催)を実施。
- ・海外不動産官民ネットワーク(J-NORE)を通じて吸い上げた、海外不動産開発等に係るビジネス課題について、二国間会議の枠組み等を通じて解決を図るほか、海外訪問団の派遣等を行い海外展開を支援。

○パートナー国と連携した第三国への展開

- ・新市場において経験豊富なパートナー国政府と協力し、各企業の事業実績の共有、技術的な議論、ビジネスマッチング等を目的とした会議やセミナーを開催するほか、政府間の密な情報共有により具体的な案件形成を促進。

○建設業の国際競争力強化に向けた検討

- ・我が国建設企業が海外市場における競争力を強化するための課題や支援策を官民で検討。
【一例：我が国建設企業の進出地域の拡大】

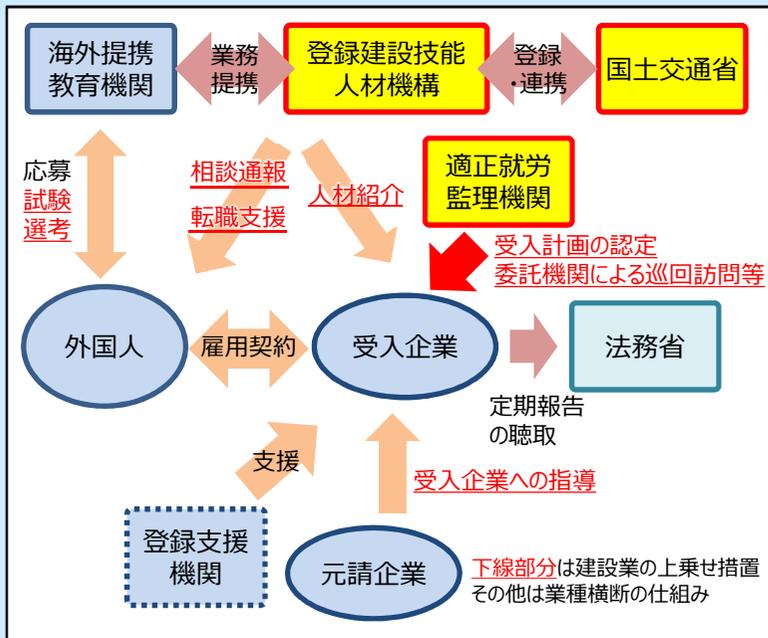
建設分野における外国人材の円滑・適正な受入れ

令和6年度予算額：171百万円

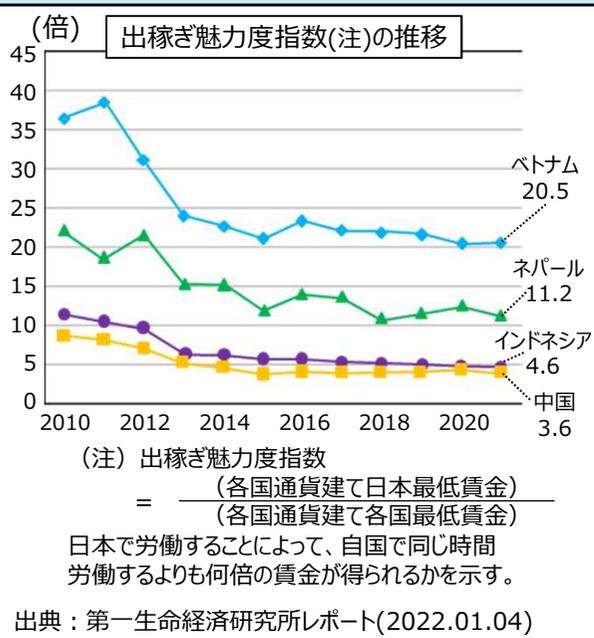
○ 日本が「選ばれる国」であり続けられるよう、外国人材を巡る課題について調査すると共に、外国人材の適正就労監理に係る経費や、急増する建設特定技能受入計画の申請に対応し、審査の円滑化に係る経費を計上。

【背景】

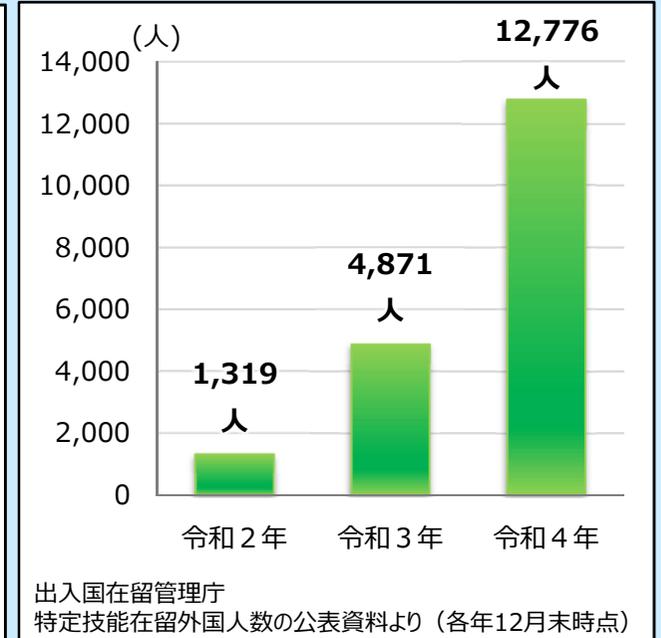
<建設分野における特定技能外国人の受入れの仕組み>



<国際労働市場における日本の現状>



<特定技能在留外国人数（建設分野）推移>



【施策の内容】

① 特定技能外国人等の円滑な受入れの促進

- ・海外試験実施のための現地調査・環境整備
- ・外国人材の共生・定着を巡る課題に係る調査及び施策の実施

② 外国人材の適正な就労の監理

- ・受入企業に対する適正就労監理機関による監査・特別監査
- ・技能実習、特定技能について、受入企業に対する情報共有・協議のための協議会の実施
- ・外国人材受入れ状況（賃金水準を含む）に係る実態把握調査
- ・外国人材就労管理システムの維持・運営、審査軽減のためのツールの効果検証

不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備

令和6年度予算額:27百万円

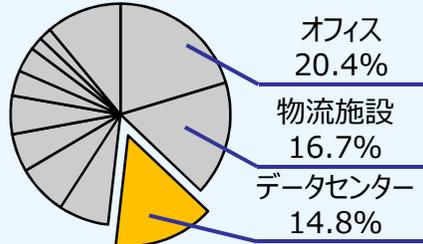
○「リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円」※という目標に向け、不動産投資市場の拡大・進化を進めるとともに、不動産分野の課題解決に向けた不動産投資を促すため、不動産投資市場における環境整備推進のための調査に係る経費を計上。

※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(R4.6閣議決定)

不動産投資市場における物件の多様化・拡大の促進

○データセンターやインフラ施設等、動産比率の高いアセットの投資市場整備に向けた調査・検討を行う。

将来の投資先として興味があるアセットタイプ



出典：国土交通省 令和元年度不動産投資家アンケート (J-リート・私募リート・私募ファンド運用会社,単回答)

データセンター等の投資市場整備



ESG投資関連情報の充実に向けた環境整備

○不動産市場におけるESG投資を促進するため、有識者等による検討会等を実施し、標準的な情報開示のフォーマット作成等の環境整備を推進。

不動産へのESG投資を行うための課題

- 【投資家側】
 - ESG投資に関連する情報の標準化や企業間の比較可能性に対する期待 等
- 【企業側】
 - 開示が求められる情報の拡大やばらつき 等

国際的な動向

- ISSBがサステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインを提供 (国際基準は2023年6月に最終化)

不動産ESG投資の拡大に資する情報開示・投資判断の円滑化

不動産投資の普及促進

○不動産投資市場の活性化を促進するため、不動産証券化の進んでいない地域の潜在事業者等に対し、ESGの観点も踏まえた不動産投資に関する周知やセミナーの開催を行うとともに、関係者間のネットワーク会議の形成を支援する。

「リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円」の目標を実現

基盤となる地理空間情報の充実

令和6年度予算額 : 70百万円
令和5年度補正予算額: 150百万円

○国土に関する基礎的情報をGIS形式で提供するオープンデータベースである国土数値情報は、イノベーションを支える社会インフラとして、防災、EBPMに基づく計画策定、ビジネス、学術研究等、産学官で活用されている。引き続きその利便性と信頼性を確保するため、国土数値情報の新規整備・更新・効率化等に係る経費を計上。

【活用例①】防災（NHKニュース防災アプリ、Yahoo!） 【活用例②】環境省（再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)）



⇒整備作業の効率化等を図りつつ、ニーズを踏まえたデータ整備やデータの鮮度維持（＝更新）を行う必要

① ニーズを踏まえた新規データの整備

拡充

- 全国の都市計画情報を拡充
- 盛土規制法の規制区域データを整備（宅地造成等工事規制区域等）

② データ鮮度を維持するための既存データの更新

- 土地利用情報等について最新の情報にデータを更新
- 土砂災害警戒区域、地価、鉄道等の毎年変化するデータを更新

③ データ整備作業の効率化・高度化等

- 前年度調査を踏まえ、データ整備の効率化と高度化に資する先進的技術の導入の検討、ニーズ把握やユーザー拡大のしくみの試行
 - ・AI画像認識を用いた判読・品質評価手法
 - ・原典資料の収集・確認における効率化手法 など

☆KPI

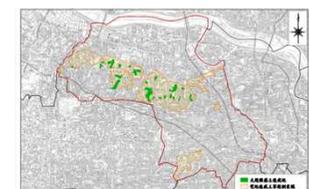
- ・令和8年度までに国土数値情報の利用件数年間163万ダウンロードを達成（G空間行動プランにおいて規定）。
- ・令和7年度以降、エラーデータに対する問合せ数を50%削減。

①都市計画情報



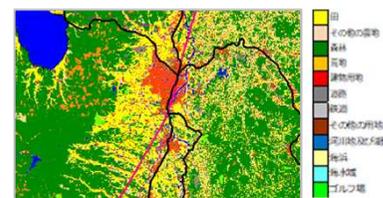
・民間レベルでのまちづくりの取組支援、コンパクトシティの形成促進

①各種規制区域



・不動産取引の透明性向上

②土地利用



・地域計画立案の基礎的データ

②鉄道



・地域交通の基礎的データ

「不動産ID」を情報連携のキーとした建築・都市DXの推進

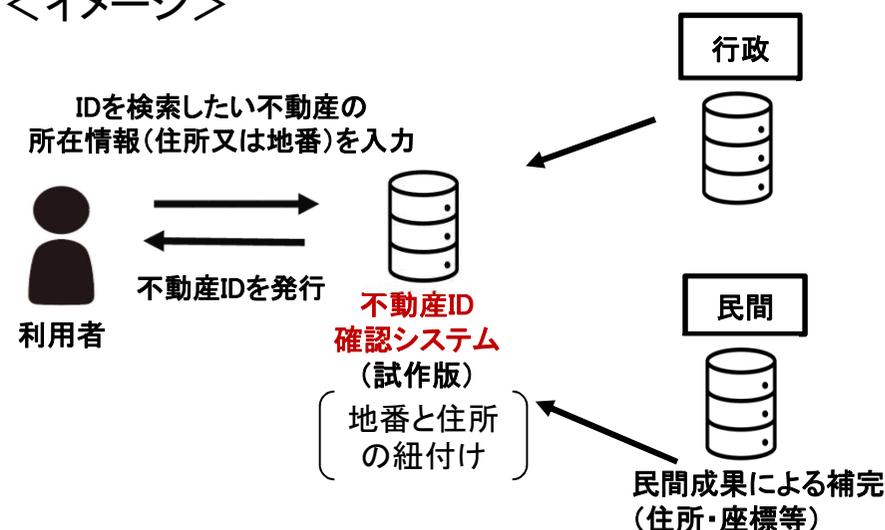
令和5年度補正予算額:149百万円

○建築・都市のDXの早期の実現に向けて、不動産IDを用いたユースケースの実証事業のさらなる検証を速やかに進めるとともに、「建築・都市のDX」を進めるため、以下の取組を行うための経費を計上。

＜方向性＞

- ① 今年度の実証実験結果を踏まえた、不動産ID確認システムの見直し・改善
- ② 見直し後の不動産ID確認システムなどを用いた、不動産・物流等の分野における実証事業のさらなる検証
- ③ PLATEAUへの不動産IDの付番を通じた「建築・都市のDX」の推進

＜イメージ＞



具体的な内容

- 不動産IDを介したユースケース実証（不動産、宅配・物流、防犯、保険等の分野）のさらなる検証を実施（利用する登記データ数も440自治体内の登記情報から約800自治体に増加予定）。
- また、当該約800の自治体内でPLATEAUを整備している都市において、PLATEAUの建物情報に不動産IDを追加し、PLATEAU・BIMとの連携を推進。

土地・不動産情報ライブラリの運用

令和6年度予算額:80百万円

○不動産取引に係る情報の非対称性を解消し、消費者保護や不動産取引の活性化を図るため、エリアや物件選択に当たって不可欠の情報(価格、防災、都市計画、周辺施設等)を、地図上で容易に重ね合わせて「見える化」するシステムの運用に係る経費を計上。

【課題】 物件選択における情報の非対称性

課題① 参照すべき情報が分からない、入手が困難

- ・参照すべき情報がリストアップされている必要
- ・それらの情報がワンストップで入手できる必要

どのような情報を確認すればよいか。どこで情報を入力できるのか



課題② 条件を容易に見比べられない



どのエリアが求める条件に合致しているのか

・複数の情報が一つの地図上で「見える化」している必要

課題③ 価格の適正性が分からない

- ・価格及びその他の情報が一つの地図上で「見える化」している必要

この物件価格が適正なのか分からない



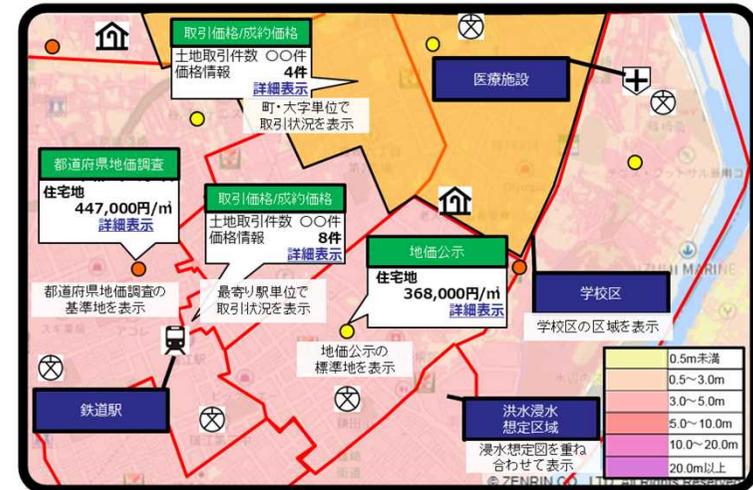
解決策 (R6年度運用開始)

○価格情報のみ地図表示していた「土地総合情報システム」を発展的に解消し、「土地・不動産情報ライブラリ」の運用を開始。

必要な情報だけを分かりやすく地図上で重ね合わせ。

⇒条件に合致するエリアや価格の適正性を容易に把握

【土地・不動産情報ライブラリ：モバイル画面イメージ】



☆KPI R6年度：30万アクセス
⇒R10年度：80万アクセス

【ロードマップ】

オープンデータにより不動産取引における消費者保護や取引の活性化を実現

令和4年度
ニーズ調査、
要件定義

令和5年度
設計、開発、試験運用、
データ整備

令和6年度
運用開始

令和7年度以降
機能拡充、データ整備・更新